

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	フランスの西アフリカ系移民一夫多妻婚世帯と女性の地位 : パリ市における社会・文化的仲介団体の事例から
Author(s)	園部, 裕子
Citation	フランス文学, 27 : 65 - 79
Issue Date	2009-06-01
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00041100">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00041100</a>
Right	
Relation	



## フランスの西アフリカ系移民一夫多妻婚世帯と女性の地位 —— パリ市における社会・文化的仲介団体の事例から ——

園部 裕子

### 1. はじめに<sup>1)</sup>

2004年の人口・移民局の報告によると、フランスに定住する西アフリカ系移民世帯のうち、1万2千から3万が一夫多妻婚世帯である(Wormser 2004)。フランスでは男女平等原則や生活様式にそぐわないものとして、1993年、一夫多妻婚は法的に禁止された。以来、一夫多妻婚世帯の存在は、人々が普通に日常生活を送っている限りにおいては、顧みられなくなりつつある。ところが移民の社会統合が「問題」視されるとき、その最たる原因として、一夫多妻婚は突如として想起され糾弾される<sup>2)</sup>。しかし一夫多妻婚がフランスで営まれるようになった過程は広く認識されているとはいえないし、女性がどのような地位におかれているかも、一般に認知されているとはいえない。

本論では、パリ市内で活動する、女性移住者による／のための団体が把握した事例から、フランスの移民世帯における一夫多妻婚の実態を、受入国社会と世帯内における女性の地位に着目して考察する<sup>3)</sup>。調査を行ったのは、パリ市内の「都市政策対象地区(ZUS)」の一つで「社会・文化的仲介(médiation socio-culturelle)」<sup>4)</sup>を行う団体Mである。代表者Nは、相談の時間<sup>5)</sup>に来る利用者の女性たちとの対話において、滞在許可証手続き、「社会住宅」<sup>6)</sup>申請などを依頼する西アフリカ出身女性の多くに共通する課題として、一夫多妻婚に立ち向かっていた。本論では団体Mの事例から、1993年法による一夫多妻婚の禁止が、結果として女性移住者の地位を不安定化させている事実を浮き彫りにする。

以下ではまず、フランスの移民統合政策が一夫多妻婚世帯の定住を許可し、次に禁止するとともに、すでに定住した世帯にその営みを放棄させようと採った措置をたどる。次に、団体Mにおける参与観察で収集した一夫多妻婚をめぐる物語と、関係世帯に対する法的支援の事例から、フランス社会および世帯内において、女性の地位が不安定化した要因を明らかにする。

## 2. 問題の所在：一夫多妻婚とは

### 2.1. フランスの移民統合と移民世帯の一夫多妻婚

フランスに居住するブラック・アフリカ系移民の大部分は、セネガル、マリ、モーリタニア国境の農村地帯出身のソニンケ族である。フランスで労働する移民男性

も、帰国中に親族の女性と婚姻関係を結ぶのが一般的である<sup>7)</sup>。参与観察中の聞き取りによれば、女性たちは、首都から400～600キロ離れた出身村で、一時帰国中の移民の夫と結婚し、首都の親戚宅に一泊から数泊、長くて1年ほど滞在した後、空路でパリへ移住するというのが、1970年代から現在まで続く移住のモデル・ケースである。他に近年では、ソニンケ人に限らず、都市出身の女性の移住も増加していると考えられる。

フランスで一夫多妻婚が実践されている背景には、移民労働者の基本的人権として家族統合の権利が認められたことがある。1980年の「モンチョ判決」では、4人の子がいる超過滞在の第二夫人の滞在正規化を拒否して国外退去を命じたエソンヌ県知事決定を、国務院が無効とした (*Plein Droit*, n° 11, juillet 1990)。国外退去決定で問題視されたのは、この世帯では複数の妻が一つの住居に同居しているという事実だったが、国務院決定では、それも含めて許容されることになった。以降、1980年代に入国した世帯は、事実上、2人目以降の妻も滞在許可証を付与されている。1981年以降のミッテラン政権も「相違への権利」を唱え、文化的な差異をもったまま移民をフランス社会に統合しようとしたため、1970年代から実質的にフランスに居住していた西アフリカ出身世帯の一夫多妻婚は、移民の文化的な習慣として「許容」された。

これに対して1993年のパスクワ法は、初めて一夫多妻婚についての規定を定めた。夫および妻への滞在許可証付与は制限され、2人目以降の妻と子への滞在許可証も認められない。一夫多妻婚の事実が発覚すると、当事者の夫、2人目以降の妻と子も、滞在許可証を剥奪される。さらに1997年「ドブレ法」と1998年「シュベーマン法」は、一夫多妻婚が合法的な国のリストを作り、その国出身者は、滞在許可証の更新の際、「一夫多妻婚ではないことの宣誓書」にサインしなければならないことになった。

こうした厳格化により、すでに入国していた一夫多妻婚世帯の成員が、1993年のパスクワ法以降、許可証の更新を受けられないという事態になる。2000年4月通達と2001年6月通達<sup>8)</sup>は、これらの家族の滞在の長さを考慮して、完全に滞在の権利が失われる前に、一時的な許可証の付与を認めた。ただし、それには一夫多妻婚関係の解消が条件となっていた。つまり夫婦は離婚、別居の手続きを求められ、出身国での婚姻の順序に関わらず、最初にフランスに入国した妻だけが、滞在許可証を維持できることになった。

そもそも一夫多妻婚が問題視されるのは、滞在資格以上に、複数の妻が一人の夫と同居する居住形態にある。2001年通達は「独立した住居へのアクセスが実質的な自立のための必要条件」と明記し、離婚、別居手続きの猶予を与えて移民に「統合」

を促している点で注目できる。「自立」とは、女性が夫のもとを離れて「単親世帯の世帯主としての役割をそのすべての側面において十全に果たすこと」、すなわち子どもの教育、家計管理、行政との関係など世帯生活のすべてにおいて責任を果たすことを意味する。つまり通達は、一夫一婦制というフランス制度に則って一夫多妻婚世帯を解体し、女性とその子どもが単親世帯として生活することを「自立」と呼んでいる。この「女性の自立」を促すことをもって、フランス社会への「統合へのメッセージ」と位置づけている。

この通達以降、地域で活動する仲介者団体も、一夫多妻婚世帯の滞在許可証問題は、離婚・別居により解決する以外に支援の方法がなくなってしまったのが事実である。

## 2.2. 西アフリカにおける一夫多妻婚

西アフリカ社会では、居住形態により<sup>9)</sup>、一夫多妻婚はより生きやすい状況にあるといわれてきた (Boserup 1970)。Boserup は、ブラック・アフリカで女性が農業労働に高い割合で参与していることに着目し、人口密度が低く広い耕作地が手に入る西アフリカでは、多くの妻を持つことで、より多くの収穫と経済発展を支えることができるかと分析した。また、重い家事労働を負担するために共妻を迎えることが女性にも歓迎されており、教育を受けた女性がモノガミー制度を主張しても他の多くの女性からは敬遠される、と指摘していた。だが、ソニンケ人など多くの民族においては、先述のように婚姻は親族内で行われ、女性は14～16歳前後で結婚することもある。村落社会では女性の発言権は小さく、親族が決めた婚姻を拒否する権利もない。

セネガルとフランスにおける40世帯の一夫多妻婚の実践について Fainzang et Journet (1988: 54) が行った比較調査では、重い家事労働を分担する召使いとして共妻を迎えるよう夫に働きかけたような例は、1件もなかったという。夫が新しい妻を迎えるかどうかについて、妻には決定権も拒否権もなければ、夫から相談されることすらもない場合が多いからだ。

しかし共妻たちの間には常に対立があることが、セネガル人女性作家による小説でも描かれてきた (Bâ 1979)。こうした資料からは、都市部では一夫多妻婚を拒否する女性も増えていることがうかがえる。妻同士の紛争関係は、マリのバンバラ族の諺にも示されている。例えば、

N'i ko sinàma dɔ̀ kà taa sinàma dɔ̀ fèere, hali ni à ma sà̀n, à b'a dòn jùru la.

共妻を売りに行けと女に言えば、もし売れなければ、彼女はツケ払いにしてで

も誰かに売ってくるだろう (Bailleul 2005)。

西アフリカでは、定期市や路上における商売活動は、一般的に女性の労働である。この諺は、女性は究極的には共妻を売ることすら厭わないどころか、儲けが見込まれなくても、とにかく手放したいとすら考えるであろうことを端的に表している。

フランスのアパルトマンでは、西アフリカのように妻たちが別々の建物に寝起きすることは不可能で、文字どおりの同居を強いられる。そのため、数少ない部屋をめぐる妻たちの争いは、熾烈を極める。参与観察でも、相談に来た女性たちは常に、共妻との激しい口論や争いについて披露し合っていた。共妻との喧嘩は「戦争」、「第二夫人は時限爆弾」などとも表現された。

また次に挙げるのは、共妻同士の紛争を象徴する物語である。代表者のNは、時期を隔てて2つの全く異なるストーリーを語った<sup>10)</sup>。以下で順に見てみよう。

## ストーリー1

あるところに1人の女と、2人の男の子どもがいた。1人は彼女自身の子、もう一人は共妻の子で、共妻は亡くなっていた。子どもたちの父親も亡くなっていたので、その女が1人で2人の子を育てていた。だが女はとても意地悪だったので、食事の時、自分の息子の手は水で洗い、共妻の息子の手は油で洗い、2人の手を太陽に当てて「手が乾いたら食事に来なさい」と言った。水で洗った手は乾いたが、油で洗った手は乾かなかった。そうして女自身の子はいつも食事をし、共妻の子は満足に食べられなかった。子どもは苦しみ、やせ細った。

ある日、その子は野原へ行ってイチジクの木を見つけた。木の上にはたくさんの実が成っていたが、その子はとても小さかったので実を採ることができなかった。考えこんだ子は、歌い出した。

Mājigin mājigin yo toro, mājigin fāantan ye toro, mājigin bantan ye toro, ka dɔ tɛgɛ kò ji la toro, ka dɔ tɛgɛ kò tulu la toro, min mana jà mi nyé toro, o n'a gèlɛn ka tō dun toro.

下がっておくれ、下がっておくれ、イチジクの木よ。貧しい子（あるいは父のない子）のために下がっておくれ、母のない子のために下がっておくれ。ある子は水で手を洗い、ある子は油で手を洗う、最初の子の手が乾き、その子がト<sup>11)</sup>を食べることができる。

イチジクの木はその歌を聞いた。この歌はきれいだ、と思った木は「おまえの声はきれいだね。だがいったい、どうしてここへ来たのだ」、と子どもに尋ねた。子どもはなぜ自分がここへ来たのかを説明した。木は「おまえの声はきれいだから、私

は小さくなろう」と言っ、背丈を小さくした。こうして子どもは実をお腹いっぱい食べて家へ帰った。食事を満足にとれない時、彼はイチジクの木の前へ来て、実を食べた。

ある日、子どもは実を服の中に隠して家へ持ち帰った。意地悪な母親がその服を洗っている時、実を見つけてしまった。実を食べて「なんて美味しい！でもあの子はこの実をどこで手に入れたのだろう」（と母親は思った）。母親は子どもを呼び、どこで見つけたのかと尋ねた。子どもは答えなかった。すると母親は子どもの指を口に入れて噛んだ。母親がとても強く噛んだので、子どもは叫び、「お母さん、野原で見つけたんだよ」と言った。母親はその場所を教えるよう言い、子どもと一緒にイチジクの木の前へ来た。子どもは歌い、イチジクは背を低くし、母親は実を集めた。翌日、子どもはイチジクの木の前へ来て、言った。「あの女がいつも自分を虐げて、家でご飯を食べることができない。そして今また、おまえがくれる実まで横取りするようになってしまった」。イチジクの木は何も言わなかった。ただ「明日、またお出で」、とだけ言った。

ところでマリでは、イチジクの花は黄金だといわれている。なぜなら、イチジクの花は決して目にすることができないからだ<sup>12)</sup>。翌日、子どもがやってきた時、イチジクの木はたくさんの花を咲かせていた。木は花を落として、子どもに集めるように言った。そしてそれを村の長に見せるようにと言った。子どもは驚いて、花は食べることができないのと言った。それでも彼は木に従い、花を集めて服に入れて運んだ。村の長の所へ着く前に、花は黄金に変わった。こうして村の長はその子を育て、子どもは成長して村で一番豊かになった。そしてあの意地悪な母親とその子を養うようになった。

## ストーリー2

物語の会から2年後の2006年12月に、筆者が歌詞を確認させてほしいと尋ねたところ、Nは歌には2番があると説明した。その新しい歌詞は、1番の「mäjigin (下がれ)」の代わりに「mäyèlèn (上がれ)」を繰り返す。子どもは実を食べた後に2番を歌い、イチジクの木に再び背丈を伸ばすよう言いつけ、他の人が実を採れないようにしておく。そして、子どもがうっかり服に入れて持ち帰った実を食べた母親が、「私の口の中にあるものを取ってくれないか」と頼み、その子が手を入れたところを噛んで、「木のところへ連れて行かないと指を噛み切るぞ」と言う。子どもは母親をイチジクの木の前へ連れて行って木に背丈を下げるように1番を歌い、欲張りな母親が木に登って実を採りだしたところに2番を歌い続け、イチジクの木は果てしなく高くなり、意地悪な母親はそのまま雲になってしまっ、帰ってこなかった、

という内容である。

第一のストーリーでは、虐げられていた子が共妻とその子を養うようになる人徳と孝行を教える寓話だが、第二のストーリーでは容赦ない復讐の物語となる。Nはフランス人団体との物語会では第一のストーリーを歌ったが、筆者が個人的に再確認した時には、第二のストーリーを教えてくれた。彼女はこのようにしばしば、集団の場では円満な雰囲気をもたらすような話をし、後でより現実的な内容のコメントを添えることがよくあった。第二のストーリーを披露しなかったのは、アフリカについて否定的なイメージを与えてしまうことを危惧していたためと思われる。女性たちにとって一夫多妻婚は、表向きに円満に見えるようであっても、実際には共妻とその子同士の間には、常にこうした対立関係があることを表しているといえる。

### 3. 連携行動と一夫多妻婚世帯の事例

団体Mの女性たちは、相談の時間の話し合いを通じて、一夫多妻婚世帯が抱える問題は単なる夫婦の仲違いを越えて、「社会住宅」の割り当てや、第二夫人の滞在許可証取得、滞在資格のない女性の医療や福祉などの社会的権利という、行政手続きや法律が複雑に絡み合った問題だということを認識した。女性たちだけでは解決できない問題だった。そこで、別の都市政策地区で移民や難民の書類申請手続きの支援を専門に行っている法律家団体Zに協力を依頼した。

両団体は、2001年の通達以来、一夫多妻婚世帯に対する社会的関心が薄れる<sup>13)</sup>につれて解決が停滞していることを警視庁に問題提起しようと考え、団体Mの利用者の実態を調査した。以下では、これらの一夫多妻婚世帯の状況を、女性を中心に検討する。

Yさん(45、マリ)<sup>14)</sup>は、入国は1991年、10年滞在許可証を持っている。13年間の滞在にもかかわらずフランス語はほとんど話せず、「自分の仕事は子育て」と身振りで伝える。自動車工場勤務の夫(57、マリ出身フランス国籍)と子8人、共妻(以下のJさん)とその子5人の計16人が2部屋40㎡のアパートマンに住んでいる、もともと困難な世帯だった。先天的に手の不自由な子がいるため、主治医に証明書を書いてもらうことで住宅申請の緊急性をアピールしていた。子どもは全員フランス国籍で、Yさんと数日を隔てて共妻が出産した子も含め、Yさんの子として家族基金に登録<sup>15)</sup>し、夫が児童手当を受給していた。

2人目のJさん(32、マリ)はYさんの夫の第二夫人で、1994年に入国した。本人は滞在許可証がなく、法律上はフランスに居住していないことになっているが、上記のように5人の子はYさんの子として家族手帳<sup>16)</sup>に記録されていた。難民支援

団体の支援で、10年の滞在を理由に許可証を申請し、2005年末に滞在資格を取得する。その後離婚手続きを行い、本人名義で「社会住宅」を申請した。本人名義の銀行口座も開設し、児童手当を受け取れるようにした。フランス語は話せず、仕事に就く当てもない。Yさんとの関係は非常に悪く、子ども同士で対立もある。

Tさん(40、モーリタニア)は2004年に帰化し、今回の団体M利用者の実態調査のなかで唯一、フランス国籍を取得している。夫もフランス国籍で、Tさんとは事実婚だが3人の子がいる。Tさんとその子どもたちは、年配の共妻とその子8人とともに住んでいた夫宅から追い出され、Tさんの実弟宅に居候している。だがそこも出て行ってほしいといわれ、「社会住宅」を申請した。娘の1人が鎌形赤血球症<sup>17)</sup>で通院しているため、病院のそばに住宅を見つけたいと思っている。フランス語は生活に不自由ない程度に話せるので、短期契約で清掃の仕事をかけもっている。調査中、実際に弟宅を追い出された後、団地近くの「社会ホテル」<sup>18)</sup>に滞在していた。

Rさん(30代前半、マリ)は、1994年に観光ビザで入国。夫にはすでにフランスに家族がいることを知らないまま、結婚のため祖国を出た。書類上の住所はオバの家だが、2004年に離婚が成立した後も夫との子2人、別の男性との間の子1人と「夫の妻」やその9人の子が住む夫宅に居候している。共妻との争いが絶えないといい、片方の耳たぶが共妻によって引き千切られていた。半日契約でスーパーの清掃の仕事をしている。2003年に一年間の滞在許可証「私的・家族生活」を取得、毎年更新して調査時には3枚目だった。10年間有効の許可証を取得して生活を安定させたいという。

Pさん(40代前半、モーリタニア)は10年許可証を持っている。他に2人妻がいる夫(50代後半、フランス国籍)との間に3人の子がいるが、彼女はすでに離婚しているようだった。子どもは全員、夫に認知されたが、長男だけ夫宅に住み、自分は子2人とともに知人宅に居候している。簡単なフランス語会話ができ、ホテルで清掃の仕事をしている。相談の時間に時折訪れるPさんはいつも元気がなく、片手を頬にあてて不安そうな表情だった。銀行口座から勝手にお金を引き出したりする長男との関係で、問題を抱えていた。カードを廃止して本人だけが窓口でお金を引き出せるように手続きをした。

Kさん(40代、マリ)は、10年許可証を持っている。4人の子、子のいない共妻と夫とともに、団体Mのある「社会住宅」に住んでいる。共妻との争いが絶えず、2005年夏、子どもとともに自宅を追い出されて、ソーシャル・ワーカーにより「社会ホテル」を斡旋されて滞在したが、数ヶ月後に自宅に戻った。日常生活に不自由ない程度にフランス語を操り、活発に自分の問題を解決しようとしている。ソーシャル・ワーカーの勧めで、介護の資格である「生活補佐員(Auxilière de vie)」を取

得するための職業訓練を受け始めた。

7番目のLさん(年齢不明、マリ)は、上記Kさんのイトコで、一夫多妻婚のため家を追い出され、6~7人の子とKさん宅に居候しているとされる。短期契約の清掃の仕事を2つ、かけ持っている。8番目のOさん(不明、コートジボワール)は、1983年以降に生まれた7人の子のうち一部を引き取り、自分の両親宅に住んでいる。残りの子は夫と共妻のいる家に住んでいる。コートジボワールでは一夫多妻婚は法律上の定めがないため、結婚は慣習婚である。9番目のFさん(不明、マリ)は1992年入国、10年許可証を持っている。一夫多妻婚が原因で夫と離婚し別居しているが、4人の子を引き取って育てるため、住宅を申請している。この3人は、普段は仕事をしていて相談の時間には来ることができないので、代表者Nが書類をとりまとめた。

次に、団体Mと協力先の法律家団体Zで実態を把握した結果、現状では滞在の正規化条件に当てはまらなないと考えられた女性が2人いた。CさんとHさんである。Cさん(30、モーリタニア)は「船に乗ったりして」<sup>19)</sup>スペインを経て、2001年に入国した。滞在許可証はない。入国後に難民支援団体が出した難民申請は却下された。夫(モーリタニア、10年滞在許可証)には1993年に入国して10年滞在許可証を持つ第一夫人(38、モーリタニア)がいて、Cさんも同居している。共妻には子どもがない。Cさん自身と夫は、役所への婚姻届を出さない宗教婚の関係だった。フランス語をまったく理解できない。調査中、3人目の娘を出産した。

11番目のHさん(24、マリ)は17歳だった1998年、前年に結婚した年の離れた夫に連れられて入国、滞在許可証はない。夫や共妻家族と同居を始め、「家政婦」のように働かされている。滞在許可証がないまま6年で3人の子ができた。第一夫人の目を気にする夫が生活費を出さないのが、8歳の子が靴を履かずに外出していたのをNが見ている。夫が滞在許可証を更新する時、一夫多妻婚が発覚して拒否され、夫が離婚手続きをした。家を追い出されそうになっていた時、近所に住むYさんの紹介で相談に来た。Hさんは他人に相談をすると夫に叱られるのではと怖がっていたが、Nが夫を説得してHさんの面倒を見るようになった。郵便局に口座を開設し、家族基金に緊急支援を依頼して生活費に充てた。フランス語は話せない。

例外的に、共妻との関係が円満だった女性もいた。Dさん(40代、マリ)で、1984年に入国した。14歳の時、夫に連れられて入国した第二夫人で、6人の子と共妻の子らと住んでいる。イトコ同士の共妻との関係もよく、80年代に入国した自分たちは2人とも10年滞在許可証があり「何も問題がなく幸せ」と言っていた。20年の滞在中に覚えたフランス語を話し、識字教室で読み書きも習い、簡単な書類の記入もできる唯一の利用者だった。また、2005年春には10年滞在許可証の2回目の

更新を行い、次は国籍申請をしたいと考えていた。数年前から清掃の仕事が続けていて、貯めたお金で同年夏に21年ぶりに故郷を訪れた。ところが同年末、同じく滞在許可証を更新に行った共妻の書類不備から、一夫多妻婚が発覚し、別居しない限り、2人の妻、夫ともに滞在許可証が剥奪されることになった。先述のようにフランスでは人道的な理由から、滞在資格やそれに伴うすべての権利を直ちに失うことにはならないため、共妻は3ヶ月の暫定的な受取証のみを発行された。Dさんもその後、10年の滞在資格は失ったものの、1年間有効の許可証を得た。別居を選択しない限り、滞在期間は次第に短縮されていくことになる。

以上のうち、10、11番目のCさんとHさんは滞在期間が短いため、10年の滞在后に許可証を申請できるアムネ스티の条件に当てはまらないと判断された。団体では、自分で問題提起への参加を断ったDさんを除く、9人の女性について書類を作成し、このような問題を管轄する警視庁に救済を陳情した。

## 4. 問題提起の内容と意義

### 4.1. 一夫多妻婚がもたらす問題群

以上の女性たちの事例から、一夫多妻婚世帯の女性の状況を大別すると、以下のようになる：

1. 夫や自分が国籍を取得していても、出身社会の慣習として一夫多妻婚を続けている（YとJで夫は同じ、T、P）。
2. 共妻や夫との関係が悪化し家を追い出された、あるいは出ていく必要がある（J、T、R、P、K、L、O、F、H）。
3. 2との関連で、家を出て「自立」する必要があるが、生計の手段がない（J、K、C、H）。
4. 仕事をしている場合（T、R、P、L、D）でも、すべての女性は就学歴がほとんどなかった。仕事は清掃など低熟練労働に留まり、最低賃金（SMIC）以上の収入を得ることは難しい。
5. 第二夫人で、滞在許可証がない（C、H）。
6. 1993年法の適応により、既得の許可証を喪失した（D）。

ここから一夫多妻婚世帯の女性が「自立」を迫られた時、もっとも困難な問題が、住宅の取得と生計手段の確立であることが分かる。「社会住宅」を申請しても、ある程度の収入がないと割り当てを得ることは難しい。また、夫が滞在許可証の申請を拒否され、通達に従って離婚手続きをとっても、他に行く当てがなく夫宅に住み続

けたり、親族宅に身を寄せたりしている女性もいる。もちろん親族宅にも、十分な居場所があるとは限らない。RさんやCさん親子は、身を寄せている家庭の居間にマットレスを敷いて寝ているという。つまり通達が促すように別居、「自立」を目指しても、「自立」とは名ばかりで、いつホームレスになるか分からない状態なのである。その結果と直ちにいうことはできないが、アフリカ出身移民世帯には、女性の片親世帯が多い。

もちろん、離婚に伴うこれらの問題は移民世帯に限らない。だが西アフリカ系移民の女性たちは、さらなる困難を抱えていた。識字の課題と、滞在許可証の問題である。西アフリカでは、成人女性の識字率は20%程度と低い<sup>20)</sup>。学歴や資格のない女性には、直ちに一家を支えるほど収入を得る見通しもない例がほとんどで、「女性単親世帯」は、そのまま貧困世帯を意味していた。また離婚、別居という手続きは、出身国では合法的な一夫多妻婚を営む当事者たちに、家族関係の再考を促すことになる。先述のように婚姻が当事者同士の意思だけではなく、親族関係において成立している以上、離婚の決断は容易にはとられない。

さらに大都市圏の深刻な住宅問題もあった。民間の賃貸住宅市場では、安定した収入のないアフリカ系移民の女性が住宅を見つけられる可能性はほとんどない。「社会住宅」も新規建設はほとんどなく、入れ替えも停滞しており、申請から入居までにかかる期間は、パリ市では平均で4~5年といわれていた。また、「社会住宅」でも移民、特に西アフリカ系外国人への入居差別があると指摘されている (Simon et Kirszbaum 2001)。結果として一夫多妻婚世帯の居住環境は、手狭な住宅に多数がひしめく「雑居状態 (promiscuité)」にあった。

また滞在規制の強化により、滞在許可証の喪失を恐れた夫が妻を家から追い出す事件も起きていた<sup>21)</sup>。こうした家庭内の「私的な」問題に対処しているのは、行政ではなく、Mのような女性移住者が自発的に行っている団体だった。法律の壁に直面することも多く、直ちに解決策を見つけることは難しかった。以上のように調査からは、結婚において選択権がなく、一夫多妻婚を受け入れざるを得なかった女性たちが、さらに滞在許可証を失うか、離婚・別居を選ぶかという困難な選択を迫られていることが分かった。

#### 4.2. 問題提起の意義について

上記のように、フランスに一夫多妻婚の世帯が居住し、滞在許可証を取得してきた背景には、移民統合政策が一貫性なく変容させられてきた歴史がある。2000年代に入って、Dさんのように2回目の10年滞在許可証更新の手続きをする時に、1993年以降に課せられた離婚、別居という更新の条件に直面する人が出てきていること

が分かる。滞在が長期にわたり生活が安定した後に、このような条件が新たに課されることは、定住者の権利を損なうものである。

またこの場合、社会的権利の後退の問題もあった。フランス語を話し、仕事をするなど実質的な社会統合が進んでいても、離婚と別居を選択しない限り滞在許可証も喪失するのである。それはこれまでの滞在、労働で獲得した社会保障などの社会的権利をも失うことを意味している。Dさんのようにフランス国籍の子がいる場合は強制退去にはならない上、フランスでの生活を確立した段階では、直ちに出身国へ帰国するという選択肢を採ることは現実的ではない。この場合、いわゆる「正規化もできないが、強制退去にもならない」袋小路に陥ることになる。

このように定住していた家族でも、滞在許可証更新の際に滞在資格や地位が修正されて不安定化する可能性が生じている。滞在許可証付与は、実質的な社会統合を果たしているか否かという申請者個人の事情とは何ら関わりがない、という事態になっているのである。Tさんのように婚姻関係は事実婚だったものの、実際に国籍を取得した女性もいた。YさんとJさんの夫やTさんの夫のように、フランス国籍である男性が一夫多妻婚を営んでいる事例もあるが、その場合も、実質的には何の罰則も科せられていない。

つまり女性の「自立」を目的にする法改正が、逆に女性の地位だけを不安定化させるという矛盾した結果になっている。団体MとZによる問題提起は、一夫多妻婚からの女性の「自立」は、通達が想定しているほど容易に実現しうるものではなく、また通達に従って手続きを行っても、具体的な「自立」のためには何ら対策が講じられていない、という事実を明るみに出したのである。

## 5. 結びにかえて

フランスの法律は、一夫多妻婚そのものを禁止している訳ではなく、フランス国内での実践を禁止しているだけである。外国籍住民には、婚姻や離婚といった民法上の規定は当事者の国籍国のものが適応される。今回の事例でも、本人の国籍国の離婚証明書などが証拠として提出された<sup>22)</sup>。団体Mのように、当事者の女性たちと対面的な立場で支援を行う団体は、女性の「自立」を謳う2001年通達を抛り所に、家を失った女性の支援を続けている。だが日常生活や就業に問題がない程度のフランス語ができる女性もいるものの、ほとんどが学校教育を受けておらず、清掃など低熟練、低賃金労働に就くことしかできない。またアフリカ系家族にとって、「社会住宅」の入居条件を満たす収入の欠如や入居差別により、住宅を見つけることは非常に困難だった。2007年9月の再調査時点で警視庁からの回答はなく、住宅申請の回答を得た女性もいなかった<sup>23)</sup>。

2006年の新たな法改正では、これまでフランスのアムネ스티の象徴でもあった、超過滞在でも10年の実質的な滞在の証明をもって滞在許可証を申請できる権利が、完全に廃止になった。これにより、超過滞在の女性がJさんのように正規化を申請する道は、ほとんど閉ざされることになった。

それでは、一夫多妻婚世帯の問題は、時が解決するものとして放置するしかないのだろうか。実際に行政側は、この問題はすでに定住している特定の家族だけに関係すると見なしているようである。だがCさんやHさんの例からも分かるように、2人目以降の妻の新規入国は続いている。

ここで確かなことは、1993年の禁止以来、抜本的な解決は先送りにされたまま、暴動などメディア化された事件が起こった時にのみ、一夫多妻婚が引き合いに出されるという事実である。一夫多妻婚は、西アフリカ系移民の文化的な特異性としてフランス社会でスティグマ化され、「住宅環境が悪く教育が行き届かないために、子どもが非行に走る」という偏見により、統合を阻害する原因とされてしまう。だがフランスの一夫多妻婚世帯が抱える課題は、住宅問題や滞在資格、社会的権利の問題など、受入社会側の事情に大きく起因しているのである。

「問題提起」は、対象となった女性たちが離婚手続きと別居、就業により経済的基盤を築くことを模索し、社会編入へ向けて「自立」した行為者として努力していることを明らかにした。2001年通達に対する女性たちの決断に、回答は得られるのか、あるいは単に切り捨てられることになるのか。今後さらに調査を続ける必要がある。

\*本調査は、長期の参与観察を受け入れてくれた団体Mと女性たちの歓待に負っている。記して感謝したい。また調査は、平成16～18年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）、平成19～20年度科学研究費補助金（若手研究スタートアップ）により行った。

---

<sup>1)</sup> 本論は、日本フランス語フランス文学会中国・四国支部大会報告原稿（2007年12月3日）をもとに、大幅に修正したものである。

<sup>2)</sup> 例えば、2005年「都市暴動」の渦中に、複数のUMP議員が一夫多妻婚を問題視する発言を行った（*Le Monde*, le 18 novembre 2005）。

<sup>3)</sup> 以下の記述は、特に断りがない限り、2001年10月から2007年3月までの間、パリ市内にある西アフリカ系女性による社会・文化的仲介団体において継続的に行った参与観察に依拠している。文中、団体名や個人名は仮名である。

4) 「社会・文化的仲介」は、移住者と地域行政や各種の窓口などの間の意思疎通や文化的な折衝を図るための活動で、移民コミュニティとフランス社会とをつなぐ役割を担っている。1980年代から女性移住者による自発的活動として始められ、この活動を行う女性たちは「femmes-relais (ファム・ルレ)」と呼ばれていた。その後フランス各地で女性たちの活動が定着するようになり、2001年からは、政府による短期雇用契約制度「adultes-relais (成人仲介者)」も設立されている(園部 2008 を参照)。

5) 団体Mの相談事業は、週に一度、平日の午前中に行われた。代表者Nは当時、ボランティアでこの活動を行い、地域に住むアフリカ系女性たちの書類手続きや日常生活の問題について相談を受けるとともに、女性が集い、情報交換する場を提供していた。筆者は2004年11月から2007年3月まで、書類作成や手続きへの付き添いなど、団体Mの活動全般におけるボランティアをしながら、参与観察を行った。

6) ここでいう「社会住宅」とは、HLM (Habitation à loyer modéré) のことである。1960～70年代に建設された大規模な公営住宅で、近年では設備の老朽化に加え、住民の失業や貧困などの社会構造上の問題を抱えているところが多い。

7) Fainzaing et Journet (1998: 50-51) によれば、ソニンケ人においては、男性の第一番目の婚姻は、父方または母方の平行・交叉イトコとの間に結ばれる。また、男性と、その母親の兄弟の娘(母方の交叉イトコ)との間の婚姻が理想的だとされる。また、夫が死亡した場合に、夫の兄弟が寡婦と再婚し扶養するレヴィレート婚が行われる。団体Mの相談者の女性たちも、第一夫人はこのような「イトコ同士」の婚姻であった。また女性たちによれば、男性の二番目以降の婚姻については、夫が自由に相手を選べるのが特徴である。いずれにしろ、女性にとっては、結婚相手を選ぶ権利や選択肢はほとんどない。

8) Circulaire DPM/AC 14/ n° 2001-358 du 10 juin 2001 relative au logement des femmes décohabitantes de ménages polygames et engagées dans un processus d'autonomie.

9) 西アフリカの家屋は「コンセッション」と呼ばれ、複数の建物が中庭を取り囲む構造になっている。各妻は別々の建物を割り当てられ、夫は自分の妻たちの住居に順番に寝泊まりすることになる。そのため、妻同士が同じ建物に同居することはない。

10) 物語はバンバラ族の寓話として、団体Mが近隣の演劇団体に頼まれて開いた「物語の会」で、代表者Nにより語られた。Nは全体をフランス語で語ったが、歌の部分だけはバンバラ語で歌った。ここでは筆者による録音テープのトランスクリプションを用い、歌の部分には、バンバラ語の歌詞と筆者による日本語訳を付けた。なお、「fäantan」は「貧者」を意味する単語であるが、「fäa」を短母音「fä」にすると父(fä)のない子(-ntan は「～のない人」を意味する接尾語)とも解せるので、次の「母のない子」とあわせて子どもが孤児であったと掛け合わせることもできる。

11) 「トー (tö)」は、粟、トウモロコシまたは米を用いて作る固粥に、オクラや落花生、またはバオバブの葉で作る緑のソースか、羊肉やトマト・ペーストを入れた赤いソースをかけて食べる料理である。マリの多くの民族がそれぞれ地方の材料を用いて作り、主食とする。マリの一般家庭で毎晩食されるのがこの「トー」であり、「トーを食べる」とは、日々の食事を摂ることを意味する。

<sup>12)</sup> イチジクは、中国語や日本語では「無花果」と書かれる。花は小さく花卉に隠れているため、外からは花が咲いているように見えないことを表している。

<sup>13)</sup> 両団体が支援策を検討し始めたのは2005年の6月で、「都市暴動」による一連の発言よりは、時期的に先である。

<sup>14)</sup> 以下、仮名に続き、(年齢、国籍国または出身国)。

<sup>15)</sup> 家族基金 (CAF : la Caisse d'allocations familiales) は各種の社会扶助手当を支給する機関であり、滞在許可証の管理を行うわけではない。このように複数の妻から生まれた子どもについて、出生時期などに矛盾があっても、一人の妻の子として登録し手当を支給するなど、一夫多妻婚の存在を暗黙のうちに容認している。

<sup>16)</sup> 「家族手帳 livret de famille」は、結婚の際、世帯単位で交付される家族関係の証明書で、夫婦の子が順に手帳に記載される。フランスの旧植民地は旧宗主国とまったく同じ制度で、出身国で結婚した場合でも、夫婦はフランスのものと同じ形式、公用語フランス語で作成された家族手帳を持っていた。フランス行政は出身国発行の家族手帳をフランス発行の手帳と同じように扱い、フランス移住後に生まれた子どもも記入していくため、手続き上の混乱はない。ただ、フランスで発行された家族手帳にはまず夫の名を記載する欄があり、次に妻の欄が一つだけあるのに対して、マリヤセネガルで発行された家族手帳には、妻の欄が四つあった。

<sup>17)</sup> 「鎌形赤血球症」は、マラリアの多い地域に現れる現象である。赤血球が鎌状に変形することによって血中におけるマラリア原虫の増殖を緩和でき、抵抗性を示す。環境に適応するためにヒトの体に変化した結果、生じた「病気」で、発症すると貧血などさまざまな症状がでる可能性がある。

<sup>18)</sup> 「社会ホテル」は、いわゆる観光客用のホテルと異なる「星なしホテル」のことである。週貸し、月貸しなども多く、他の住宅に入居困難な人の実質的な住居となっている。建物管理や経営のずさんさに由来する居住環境の劣悪さが問題となっていて (APUR 2007)、以下に指摘するように、2005年にはパリ中心部の複数の「社会ホテル」で火災が発生してアフリカ系住民らが死亡する事件が起こった。

<sup>19)</sup> スペインでは、1990年代の建設ブーム時に大量の移民労働力を導入した。その結果、アフリカ大陸にもっとも近いヨーロッパであるスペイン領カナリア諸島へ、カヤックなど簡素な装備を用いてたどり着く移民「志願者」が急増し、ヨーロッパ連合加盟国に移民政策の協調を促している (園部 2009)。この女性も、そのようにして海路でフランスへ入国したものと思われた。

<sup>20)</sup> ユニセフによる国別データ

([http://www.unicef.org/french/infobycountry/mali\\_statistics.html#29](http://www.unicef.org/french/infobycountry/mali_statistics.html#29))。

数字は2000～2004年のものである。

<sup>21)</sup> 2005年4月にパリ中心部の「社会ホテル」で起きた火災でも、亡くなった被害者の中に一夫多妻婚により持ち家から追い出された夫婦がいたことが、団体Mの女性たちの間で話題になった。

<sup>22)</sup> 上述の家族手帳の場合と同様、西アフリカの旧フランス植民地の国々の公用語はフランス語であり、法制度なども旧宗主国のものを踏襲している部分が多いと考えられる。そのため、離婚調停などの文書も、西アフリカ諸国で発行されたものがフランスでそのまま通用していた。

23) 2008年9月に行った追跡調査では、最も困難な世帯だったJさんとYさんがそれぞれ別の「社会住宅」の割り当てを受けて、一家は2008年に別居を果たした。だが、住宅の割り当ては各自の申請に対するものであり、「問題提起」に対する直接の回答として行われたわけではなかった。

## 参考文献

Circulaire DPM/AC 14/ n° 2001-358 du 10 juin 2001 relative au logement des femmes décohabitantes de ménages polygames et engagées dans un processus d'autonomie.

« Travail au noir ? Travail clandestin ? Travail illégal ? », *Plein Droit*, n° 11, juillet 1990.

« Dossier : Quels droits pour les femmes et les enfants étrangers ? », *Plein Droit*, n° 51, novembre 2001.

APUR, 2007, *Les hôtels meublés à Paris : Diagnostic et premier bilan du plan d'action engagé*, Paris : APUR.

Bâ, Mariama, [1979] 2001, *Une si longue lettre*, Dakar : Les Nouvelles Éditions Africaines du Sénégal.

Bailleul, Père Charles, 2005, *Sagesse Bambara : proverbes et sentences*, Bamako : Éditions Donniya.

Boserup, Ester, [1970] 1998, *Woman's Role in Economic Development*, London : Allen and Unwin.

Fainzang, Sylvie et Odile Journet, 1998, *La femme de mon mari : étude ethnologique du mariage polygamique en Afrique et en France (Connaissance des hommes)*, Paris : L'Harmattan.

GISTI, 2006, *Le Guide de l'entrée et de séjour des étrangers en France*, Paris : La Découverte.

Simon, Patrick et Thomas Kirszbaum, 2001, *Les discriminations raciales et ethniques dans l'accès au logement social. Note du GELD n°3*, Paris : GIP GELD-114.

園部裕子、2008 「承認」を求める仲介と活動資本としての言語—フランスにおける西アフリカ出身女性仲介者の経歴分析から」『ことばと社会』第11号、三元社、93-120頁。

園部裕子、2009 「西アフリカの移民「志願者」による越境とEUの共通移民政策—スペイン領セウタ、メリリャ、カナリア諸島をめぐる攻防」『香川大学経済論叢』第81巻第4号、101-121頁。

Wormser, Frédéric, 2004, « La lutte contre la pratique de la polygamie en France, » *La Lettre de la DPM*, août-septembre 2004, n° 57.